

令和 2 年 度 第 3 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	令和 3 年 2 月 1 2 日（金）
		午前 1 1 時 0 1 分
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会特別委員会室

令和２年度第３回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 令和３年２月１２日（金） 午前１１時０１分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 ７階 市会特別委員会室

○議 題 議第264号 「大阪都市計画特定街区の変更について」（法円坂北特定街区）

議第265号 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」（住之江区南港南）

議第266号 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」（住之江区平林北）

○出席委員 ２６名（欠は欠席者）

会 長	橋爪 紳也	委 員	高山 美佳
会長職務代理者	欠 岡井 有佳		野上 らん
委 員	宇都宮 浄人		竹下 隆
	岡田 昌彰		山田 はじめ
	小川 亮		山下 昌彦
	加我 宏之		宮脇 希
	黒坂 則子		梅園 周
欠	佐藤 由美		前田 和彦
	上善 恒雄		足高 將司
	高岡 伸一		森山 よしひさ
	田村 匡		山本 智子
欠	中嶋 節子		小笹 正博
	鍋島 美奈子		辻 義隆
	松中 亮治		山中 智子
	吉田 長裕		

開会 午前 11 時 01 分

○幹事（荒木） それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和2年度第3回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めております大阪市都市計画局都市計画課長の荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴の皆様と報道機関の方々をお願いいたします。携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきまして、審議の妨げにならないようご協力をよろしくお願いいたします。

なお、学識経験者の岡井委員、佐藤委員、中嶋委員におかれましては、本日はご欠席の連絡をいただいています。また、市会議員の宮脇委員におかれましては、ご到着次第、審議に参加いただきます。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「会議次第」、それから「委員名簿」、次に、本日ご審議いただきます予定の議案書等がございます。1冊目ですけれども、議第264号「大阪都市計画特定街区の変更について」、その下、2冊目に、こちらの都市計画案の策定に至るまでの主な協議経過を掲載しております議第264号参考資料をつけてございます。また、3冊目といたしまして、議第264号議案に対する意見書の要旨がございます。続きまして、議第265号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、最後に、5冊目といたしまして、議第266号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、以上7点、資料を用意させていただいております。過不足等ございませんでしょうか。

それでは、審議のほうに移らさせていただきますけれども、本日の審議会は、29人の委員の方々のうち25人の先生方がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以後の進行につきまして、橋爪会長をお願いいたします。

○橋爪会長 それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名についてであります。

審議会運営規程第9条の規定によりまして、加我委員と竹下委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告ございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長より付議のありました議第264号「大阪都市計画特定街区の変更について」、議第265号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、議第266号、同じく「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の3件でございます。

それでは、議第264号から審議してまいります。本議案につきまして、幹事より説明をお願いいたします。

○幹事（山田） 幹事の計画部長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議第264号「大阪都市計画特定街区の変更について」（法円坂北特定街区）ご説明させていただきます。表紙に議第264号と記載されております議案書及び参考資料の内容について、前のスクリーンでご説明いたします。

まず、議案のご説明に入る前に、今回変更しようとしております特定街区についてご説明申しあげます。

特定街区は、市街地の整備改善を図るため、街区の整備等が行われる地区につきまして、良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により、都市機能に適応した適正な街区を形成するために定めます地域地区の一つであります。都市計画には、建築物の容積率の最高限度、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めることとなっております。

それでは、本案件の説明に入ります。

法円坂北地区の計画地は、大阪メトロ、JR大阪環状線の森ノ宮駅と大阪メトロの谷町四丁目駅の間に位置します交通利便性に恵まれた地区でございます。また、地区の北側には大阪城公園、それから南側、西側には難波宮跡公園がございまして、文化財や史跡等の歴史遺産が存在します緑豊かな立地環境でございます。

法円坂北地区の現状につきましては、昭和41年3月に、大阪城周辺にふさわしい良好な環境の保全や官公庁地区としての環境整備を図るため特定街区に指定しており、現在、事務所ビルや電気通信設備を収容しております電話局が建設されており、地区西側の史

跡指定地部分は駐車場として利用されてございます。

今回の計画につきましては、法円坂北地区内の事務所ビル等の建替えにおきまして、難波宮の保全整備や史跡区域と一体となった緑豊かな歩行者空間の整備に併せまして、国際競争力の強化に資する高規格な宿泊機能等を導入することによりまして、難波宮跡の保存活用と連携した市街地環境の整備改善及び観光拠点機能の強化を図ろうとするものでございます。

続きまして、都市計画案策定に至るまでの主な協議経過をご説明いたします。

別冊としてお手元にお配りしております参考資料と記載された資料を併せてご覧ください。

まず、令和2年2月に、事業者より、既存ビルの建替え計画に伴う事業計画の案の提示がございました。提示されました事業計画案の内容は、事業所ビルの建替えにあたり、事業所敷地の容積率を指定容積率の600%から690%とし、難波宮跡の整備・保存、有効空地の整備、高規格な宿泊機能の導入、宿泊機能と連携した国際交流機能の導入、さらには防災面への配慮及び環境負荷低減の取組を行うといった内容でございました。

これらの事業計画案につきましては、市街地環境の整備改善等に資するものとして評価できるものでございましたが、街区全体の一体性の創出、それから観光・文化発信機能の強化、防災面・環境面への配慮の具体化の点でさらなる検討を求め、事業者と継続して協議を行うことといたしました。

その後、令和2年7月に、修正された事業計画案の提示がございました。その内容といたしましては、電話局を減築した屋上にまとまりのあるオープンスペース等を整備するとともに、有効空地等におきまして地区全体として一体的な緑化や歩行者空間の整備、デジタルサイネージによります多言語対応の観光情報の提供、それから災害時の一時退避スペースの確保、さらにはヒートアイランド現象の抑制といった内容でございました。

本市といたしましては、市街地環境の整備改善等に資するものと評価した上で、昨今のコロナ禍を踏まえまして密を避けることに寄与する取組の検討を新たに求めました。また、本計画が大阪市都市景観条例で定めます大規模な面的整備に該当することから、景観に関する協議を開始するよう指示いたしました。

景観につきましては、令和2年8月に大阪市都市景観委員会デザイン部会を開催し、水平や垂直の分節により、圧迫感は軽減されているが、色彩や材料の選定にあたっては周辺の町並みと調和が図られるよう質感や色の見え方について検討すること、それから、

周囲から突出した夜間景観の演出が懸念されるが、大阪城天守閣を際立たせるライトアップとなるような色温度及び輝度を検討することなど、有識者の意見をまとめた本市の見解を通知し、さらなる検討を求めました。

このデザイン部会を経まして、令和2年10月に、これまでの協議内容を踏まえた事業計画案の提示を受けました。その内容といたしましては、密を避けることに寄与する取組として観光機能の整備の中で、デジタルサイネージによる近隣の混雑状況や感染者数等のリスク情報等の発信、それからシェアサイクルの拠点整備などの具体策の提示がございました。また、景観形成への配慮につきましては、建物外装は大阪城の城壁に使用されている材料と親和性のある色彩の石種を採用し、街区内は連続する並木、床仕上げとするなど、大阪城及び各敷地との一体感を感じられる計画とするということや、落ち着いた印象を感じます色温度を選定し、大阪城よりも低く、周辺の夜景とも同等程度の輝度としまして、本建物のみが突出することがないように計画することが新たに示されました。

以上の事業者との継続的な協議を経まして、本市といたしましては、難波宮跡の整備・保存、それから有効空地等における一体的な緑化空間、歩行者空間等の整備、ICTを活用した歴史・観光案内の整備、シェアサイクルの拠点整備、さらには高規格な宿泊機能・国際交流機能の導入、防災面及び環境面、都市景観への配慮等といった点を高く評価し、市街地環境の整備改善や観光拠点機能の強化に寄与するものとして特定街区変更の都市計画案を策定するに至った次第でございます。

それでは、本計画の内容についてご説明いたします。

本計画の区域につきましては、昭和41年に当初決定した区域から、当初決定以降に道路区域に編入された部分を除きました区域を三つに分けて、西側から、難波宮跡の整備・保存を行う史跡指定地、それから観光拠点となります高規格ホテルを整備するA敷地、さらには既存の電話局を減築して観光支援を図りますB敷地とします。

次に、具体的な貢献要素についてご説明申し上げます。

まず、難波宮跡の整備・保存につきましては、史跡指定地におきまして、本市が令和2年6月に専門家の意見等を反映して策定しました史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画に基づきまして、本市関係部署とも連携しながら、内裏正殿、回廊等の遺構表示や、周辺の樹種と調和する植栽を整備しまして、史跡として整備・保存した上で観光資源としての活用を行います。

次に、有効空地等における一体的な緑化空間、歩行者空間等の整備につきましては、B敷地の既存の電話局を減築して建物屋上に来訪者に開放されたオープンスペースを整備するとともに、敷地内に南北軸、東西軸それぞれの連続した歩行者空間を整備することで街区内外の散策歩行者ネットワークの形成を図り、大阪城公園や難波宮跡公園を含みます地区全体の回遊性を向上いたします。

さらに、ICTを活用した歴史・観光案内の整備、シェアサイクルの拠点整備としまして、大阪城公園からの動線の入り口となりますB敷地北側にデジタルサイネージを設置し、歴史・観光情報の発信に加えまして、感染者数のリスク情報や近隣の混雑状況の発信等を多言語で行うことによりまして、周辺エリアの観光支援を行います。また、B敷地北側に密を避けることにも寄与しますシェアサイクル拠点を整備し、近隣観光をサポートいたします。

次に、高規格な宿泊機能・国際交流機能の導入につきましては、A敷地に大阪城周辺に少ない高規格ホテルを約200室整備いたします。ホテル低層部には、大阪の国際交流機能を高めるため、グローバルビジネスを展開する企業の会議や国際学会、国際会議のサテライト会場等、幅広いニーズに対応した多目的ホールを整備いたします。

次に、防災面への配慮といたしまして、災害時に史跡指定地利用者等の来訪者の一時退避スペースといたしまして、ホテル1階ピロティ部分の車寄せスペースや未使用時の多目的ホールを開放します。また、災害時の避難者の携帯電話の充電や夜間照明への電力供給を行うため、非常用発電機を整備いたします。

次に、環境面への配慮としましては、省エネ・高効率エネルギー設備の整備だけではなく、大阪城公園や難波宮跡公園と連続した一体的な緑化空間の整備やテラスへの植栽配置によりまして、潤いのある環境を創出するとともに、ヒートアイランド対策を行うこととしてございます。

最後に、都市景観への配慮でございますが、デザイン部会での意見を踏まえまして、中高層部はガラス基調の外観として大阪城を引き立たせるよう配慮し、また、水平・垂直方向を分節することで圧迫感の軽減に配慮した計画としてございます。また、夜間景観につきましても、大阪城を引き立たせ、街と調和した温かみと落ち着いた色温度や輝度を計画するなど、歴史・文化性を感じられる町並みに寄与するものと考えてございます。

貢献要素に関します説明は以上でございます。

続きまして、都市計画案の内容をご説明いたします。

今回定めようとする区域面積は、当初決定の約1.37ヘクタールから、当初決定以後に道路区域に編入された部分を除いた合計約1.36ヘクタールで、西側から、史跡指定地、約0.58ヘクタール、A敷地、約0.49ヘクタール、それからB敷地、約0.29ヘクタールで構成されてございます。容積率の最高限度は、指定容積率600%に対しまして、A敷地を690%に緩和し、B敷地を180%に制限します。

それから、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限につきましては、建築物の高さの最高限度は、A敷地は高層部で102メートル、それから中層部で33メートル、それから低層部で9.5メートル、B敷地は10メートルとしまして、史跡指定地については、保存活用計画においても建築物の新築等が原則として認められないとしているため、公益上必要なものを除いてゼロメートルとし、原則建築できないようにしてございます。また、壁面の位置の制限をご覧のとおり定めまして、A敷地は既存建物よりも幅を縮小する建物計画とし、B敷地は既存建物の壁面の位置よりもさらに壁面を後退した上で建物高さを低くする計画とすることで、周辺の見通しがよくなるとともに、散策のたまり空間を生み出し、大阪城公園や難波宮跡公園との回遊性の向上を図る計画としてございます。

最後に、本案件につきまして、令和2年12月25日から令和3年1月15日まで案の縦覧を行いました、別冊に、お配りしております意見書の要旨にございますとおり、意見書の提出が1通ございましたので、その要旨と本市の見解を述べさせていただきます。

反対の意見が1通ございまして、その要旨は、今回の都市計画の変更がタワーマンションを建てるための変更なのか、特定の業者に便宜を図っているのではないか、低い容積率、高い制限のまま土地を買って、その後、容積率や高さ制限が緩和されるなら、その土地を購入した人は大もうけである、こんな錬金術を行政が許していいのか、土地の価格が容積率や高さ制限によって変わるの是不動産の常識であるという内容でございます。

この意見に対します本市の見解でございますが、法円坂北特定街区につきましては、難波宮跡の保全整備や史跡区域と一体となった緑豊かな歩行者空間を整備するとともに、国際競争力の強化に資する宿泊機能等を導入することによりまして、難波宮跡の保存活用と連携した市街地環境の整備改善及び観光拠点機能の強化を図るため、都市計画の変更を行うものでございます。なお、本計画につきましては、高規格ホテルを建築する計

画でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明のありました議第264号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○加我委員 今般、建築計画等に対応した容積率、高さ制限のほうは問題ないかと思うんですが、少し気になりますのは、高さはゼロメートルとして難波宮跡の周辺の整備と一体的に検討するというふうになっています史跡指定地なんですが、街区の中での敷地全体での緑化について一体化を図っていくということと、節々にもご説明ありましたが、周辺の難波宮跡整備との一体化を図っていく、これが整備段階での調整と、加えて、その後のメンテナンス、マネジメントの段階での調整ということが非常に重要になってくるかと思います。今の恐らく協議段階では、整備に際して難波宮跡の周りの計画と一体化を図る。そうしたときに、難波宮跡のほうの整備のスケジュールと今回の敷地のスケジュールがもし異なってきた場合、どういう調整をするのかということと、その後のメンテナンスやマネジメントにおいて一体化を図っていくことについて、何か今の段階で協議されていることがあればお教えてください。

○橋爪会長 緑地のマネジメントということではありますが、ただ今の質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（荒木） お答えいたします。

二つご質問いただいていたかと思います。一つは、史跡指定地の区域についての整備スケジュールと難波宮跡公園の整備スケジュールの整合性ということ。それと、もう一つは、公園区域と民間が所有されます史跡指定地の緑の連続性の管理の今後の検討方針といたしますか担保ということかなと考えております。

1点目の整備スケジュールですけれども、難波宮跡公園のほうの北部ブロックと呼んでおります今回の計画地に隣接する区域につきましては、2025年の上期、万博開催前に整備するスケジュールとなっております、今回の史跡指定地の整備スケジュールと連動したものとなっております。

また、これらの区域につきましては、民有地であるとか公共用地であるとかの別なく、現在大阪市のほうで検討しております公園の整備基本計画に基づきまして、民有地の今回の史跡指定地につきましても公園と一体的な空間になるように整備を事業者のほうに求めていくという方針にしております。

また、完成後につきましては、これも公園区域であるかないかの区別がなく、文化財保護法に基づきまして一体的な史跡空間として管理することが求められてまいりますので、民間事業者が管理されます所有地と公園区域について、今後、具体的な管理手法を継続的に協議して進めてまいる方向となっております。

以上であります。

○橋爪会長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○橋爪会長 それでは、議第264号議案につきまして表決を確認してまいりたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案どおり可決をいたします。

続きまして、議第265号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の審議に移ってまいりたいと思います。

本議案に関しまして、幹事より説明をお願いいたします。

○幹事(山田) それでは、議第265号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明申しあげます。

表紙に議第265号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、特定行政庁であります大阪市長が許可するにあたって、建築基準法第51条ただし書の規定により、大阪市都市計画審議会の議を経る必要があることから、今回ご審議をお願いするものでございます。

それでは、事業者が計画してございます施設の概要についてご説明いたします。

議案書5ページの位置図、それから7ページの説明図にお示ししておりますとおり、本計画敷地は、住之江区南港南一丁目に位置する約12,700平方メートルの敷地に産業廃棄物処理施設を新たに設けようとするものでございます。なお、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、大阪港臨港地区の工業港区に指定されてございまして、敷地周辺の土地利用は主に工場や倉庫の用途に供されてございます。

次に、議案書3ページの備考欄にお示しておりますとおり、今回設置する施設は、一つ目が廃プラスチック類、それから木くずまたはがれき類の破碎施設であり、1日あたり

の処理能力につきましては、廃プラスチック類の破碎のみの場合は275トン、木くずの破碎のみの場合は306トン、それからがれき類の破碎のみの場合は512トンとなっております。

それから、二つ目が木くずの破碎施設でございます、1日あたりの処理能力につきましては475トンとなっております。

三つ目ががれき類の破碎施設でございます、1日あたりの処理能力につきましては1,562トンとなっております。

これらの破碎施設は、建築基準法で定める規模の範囲を超えることから、同法第51条ただし書の許可を要するものでございます。

次に、事業内容につきましては、廃プラスチック類、木くずまたはがれき類の破碎施設におきましては、建築物の解体等で発生した建設系混合廃棄物を搬入して、手選別により、木くず、がれき類、廃プラスチック類などの品目ごとに選別し、破碎した後、再資源化する計画となっております。

それから、木くずの破碎施設におきましては、建築物の解体等で発生した木くずを搬入し、破碎した後、再資源化する計画となっております。

最後に、がれき類の破碎施設におきましては、建築物の解体等で発生したがれき類を搬入し、破碎した後、これも再資源化する計画となっております。

続きまして、今回設置される施設の周辺環境への影響につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、事業者が令和2年の7月から8月にかけて生活環境影響調査を行っておりますので、その概要をご説明いたします。

この調査におきましては、施設の稼働に伴う影響の低減方策として、施設のシャッターを原則閉鎖、主要設備は建物内に設置し、集じん機及び散水機を設置、設備・重機類は低騒音型の設備を選定、それから処理施設は防音効果のある建物内に設置、悪臭の漏えい防止のため、主要施設は建物内に設置を実施するなどの対策を講じることとされてございます。

また、廃棄物運搬車両の走行に伴います影響の低減方策としては、搬入車両は廃棄物の飛散防止のためシートがけ等の徹底、それから交通規制の遵守、アイドリングストップの徹底、可能な限り高速道路の利用を実施するなどの対策を講じることとされてございまして、これらの結果、環境保全上の支障はないとされております。

また、この内容をもって、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清

潔保持に関する条例に基づきまして、事業者が令和2年10月に事業敷地から100メートルの範囲の全ての関係住民等を対象に戸別訪問によりまして説明を行っておりますが、意見の提出はございませんでしたので手続を終了してございます。

以上を受けまして、令和2年12月22日に、事業者より、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の申請がされてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明のありました議第265号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○橋爪会長 それでは、議第265号議案の表決を確認してまいりたいと思います。議第265号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第266号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の審議に移ってまいりたいと存じます。

本議案につきまして、幹事より説明をお願いいたします。

○幹事(山田) それでは、議第266号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明申しあげます。

表紙に議第266号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、特定行政庁であります大阪市長が許可するにあたり、建築基準法第51条のただし書の規定により、大阪市都市計画審議会の議を経る必要があることから、先ほどの議第265号と同様にご審議をお願いするものでございます。

それでは、事業者が計画してございます施設の概要についてご説明いたします。

議案書5ページの位置図及び7ページの説明図にお示ししてますとおり、本計画敷地は、住之江区平林北二丁目に位置します約8,800平方メートルの敷地に産業廃棄物処理施設を新たに設けようとするものでございます。なお、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、大阪港臨港地区の工業港区に指定されており、敷地周辺の土地利用は主に

工場や倉庫の用途に供されてございます。

次に、議案書３ページの備考欄にお示ししてますとおり、今回設置する施設はがれき類の破碎施設であり、１日あたりの処理能力につきましては816トンとなっております。

この破碎施設は、建築基準法で定める規模の範囲を超えることから、同法第51条ただし書の許可を要するものでございます。

次に、事業内容につきましては、道路舗装工事などで発生しましたがれき類を搬入して、破碎した後に再資源化する計画となっております。

続きまして、今回設置される施設の周辺環境への影響につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、事業者が令和２年６月に生活環境影響調査を行っておりますので、その概要をご説明いたします。

この調査におきまして、施設の稼働に伴う影響の低減方策といたしましては、施設のシャッターを原則閉鎖、建物内に集じん機及び散水機を設置、重機・機械は低騒音型を使用、破碎機は建物内に強固な基礎を土台として設置、悪臭が生じていないか定期的に点検・検査、日常の定期的な清掃を実施するなどの対策を講じることとされてございます。

また、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響の低減方策といたしましては、搬入車両は廃棄物の飛散防止のためシートがけ等の徹底、場内にて廃棄物運搬車両のタイヤ洗浄、交通規制の遵守、アイドリングストップの徹底、可能な限り高速道路の利用を実施するなどの対策を講じることとされてございまして、これらの結果、環境保全上の支障はないとされてございます。

また、この内容をもって、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づきまして、事業者が令和２年８月から10月にかけて事業敷地から100メートルの範囲の全ての関係住民等を対象に戸別訪問により説明を行ってございます。その結果、騒音や粉じんなどについて意見の提出がございましたが、事業者からの回答によりまして、意見を提出いただいた方の理解を得られたため、手続を終了してございます。

以上を受けまして、令和２年12月１日に、事業者より、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の申請がされてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○橋爪会長 それでは、表決を確認してまいりたいと思います。議第266号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもって本日の審議は終了いたしました。

本日、決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせてます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時36分

大阪市都市計画審議会委員 加 我 宏 之 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 竹 下 隆 ⑩